

事 務 連 絡
令 和 2 年 3 月 2 1 日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

第 21 回新型コロナウイルス感染症対策本部における総理発言等を
踏まえた大規模イベント等の取扱いについて（情報提供）

令和 2 年 3 月 19 日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（以下「提言」という。）が示されました。

提言においては、地域ごとの対応に関する基本的な考え方（提言中Ⅱ. 7.）や、3つの条件が同時に重なった場における活動の自粛のお願い（提言中Ⅲ. 2.（1））等が示されており、中でも、大規模イベントの取扱いについて（提言中Ⅲ. 2.（9））において、「主催者がリスクを判断して慎重な対応が求められる」との見解が示されております。

提言を受け、本日開催された第 21 回新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣より、換気が悪く、多くの人々が密集し、近距離での会話や発生が行われるという 3 つの条件が同時に重なるような場を避ける行動を国民に対し引き続きお願いしたいこと、全国規模の大規模イベント等の開催について、今後は、主催者が上記専門家会議の見解を踏まえた判断を行う場合には、「感染対策のあり方の例」も参考にするとともに、引き続き、感染拡大の防止に十分留意していただきたいこと等の発言がありました。

つきましては、貴都道府県登録の旅行業者等において、提言及び内閣総理大臣発言を踏まえた大規模イベント等の取扱いについて、情報提供を行っていただきますよう、よろしくお願ひします。